

基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 39 年鹿沼市条例第 9 号）の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例

第 1 条に次の 1 号を加える。

(18) 鹿沼市地方創生基金

第 2 条に次の 1 号を加える。

(18) 鹿沼市地方創生基金 ひと・まち・しごと創生鹿沼市総合戦略に位置付け
られた事業の財源に充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。